

第二十八回  
国会

# 参議院地方行政委員会會議錄第十七号

昭和三十三年三月二十日(木曜日)午前  
十時三十七分開会

## 委員の異動

本日委員久保等君辞任につき、その補  
欠として三木治朗君を議長において指  
名した。

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君  
理事 大沢 雄一君  
小柳 牧衛君  
加瀬 完君  
鈴木 壽君

## 委員

伊能繁次郎君  
伊能 芳雄君  
西郷吉之助君  
佐野 廣君  
館 哲二君  
成田 一郎君  
成瀬 嬌治君  
岸 良一君  
森 八三二君  
白木義一郎君

## 政府委員

警察庁長官 石井 榮三君  
警察庁長 坂井 時忠君  
警察庁官房長 山口 喜雄君  
警察庁警備部長 山口 喜雄君  
事務局長 常任委員 福永与一郎君  
会専門員

本日の會議に付した案件

## ○理事の補欠互選

○連合審査会開会の件

○警察法等の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小林武治君) これより委員  
会を開きます。

まず、委員の異動を申し上げます。  
本日、久保等君が辞任されまして、三  
木治朗君が補欠選任されました。

○委員長(小林武治君) 次に、理事の  
補欠互選についてお諮りいたします。

久保君の委員辞任に伴いまして、理  
事に一名欠員を生じましたので、この  
際、理事の補欠互選を行います。互選  
は、成規の手続を省略し、便宜その指  
名を委員長に御一任願いたいと存じま  
すが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと  
認めます。理事に鈴木壽君を指名いた  
します。

○委員長(小林武治君) 次に、本日の  
理事会の経過を申し上げます。

第一に、警察法等の一部を改正する  
法律案は、本日午前中に討論、採決を  
行うことといたしました。

第二に、公営企業金融公庫法の一部  
を改正する法律案について、大蔵委員  
会から連合審査会開会の申し入れがご  
さいましたので、本件について連合審  
査会を、大体二十五日、火曜日、午後

に開くことといたしました。

なお、道路法関係の建設委員会との  
連合は、二十四日、月曜日、午後開く  
ことになりましたので、あわせて御報  
告いたしておきます。

その他、本委員会の付託議案の審査  
日程は、後刻日程表をお配りいたしま  
すので、それによって御承知を願いた  
いと思ひます。

○委員長(小林武治君) これより本日  
の議事に入ります。

まず、連合審査会の開会についてお  
諮りいたします。

公営企業金融公庫法の一部を改正す  
る法律案について大蔵委員会より、連  
合審査会の開会の申し入れがございま  
した。本案について大蔵委員会と連合  
審査会を開くことに御異議ございませ  
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと  
認め、さよう決定いたしました。

なお、連合審査会は、大体二十五日  
午後に開く予定でございますから、念  
のため申し添えておきます。

○委員長(小林武治君) 次に、昨日に  
引き続いて、警察法等の一部を改正す  
る法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のおありの方は、順次御発言を  
願います。――別段御発言がなければ、  
質疑は終局したものと認めて異議  
ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 質疑はこれに  
て終局したものといたします。

これより討論に入ります。御意見の  
おありの方は、賛否を明らかにしてお  
述べを願います。

○大沢雄一君 私は自由民主党を代表  
いたしました。本案に賛成の意を表す  
るのでございます。

本改正案は、警察法の一部改正と道  
路交通取締法の一部改正とをあわせて  
行わんとするものであります。前  
者は、現行警察法施行以来、三年有半  
の警察運営の事情にかんがみまして、  
警察庁及び北海道における警察組織を  
合理的に改編、整備せんとするもので  
あります。また、後者は、全国的  
な幹線道路における交通の規制をはか  
る等、交通安全上必要な措置を講ぜん  
とするものであります。社会情勢の  
変化に即応し、警察事務の能率的処理  
を期するため、必要適切な改編と認  
められるのであります。しかしなが  
ら、すでに本案の審議の途上、各委員  
の質疑応答の結果、明らかにになりま  
したごとく、政府は、交通事故防止に  
関する、単に交通取締りのワケ内に  
とどまることなく、運輸、建設、労働  
等、関係行政を総合して、徹底した施  
策を講ずる必要があると考へるのであ  
ります。また、青少年の防犯、保護、  
不良化防止等に関しましては、同様  
の努力をいたすべきであると考え  
るのであります。なおまた、警察力の充  
実に関しては、装備の機械化、警察通

信の整備につきまして、年次計画に  
従って今後一そう充実の必要性を認め  
るにやぶさかでないものであります。  
が、これと同時に、さらに人口の増  
加、社会情勢等の複雑化に伴いまし  
て、これに対処して、民心の安定と公  
安を維持するためには、さらに警察官  
の定員の充実に、その配備の適正化を  
期することが欠くべからざる段階に  
至つておると認めるのでございます。  
よつて私は、以上の三点に関しまし  
て、今後政府の真剣なる善処を強く要  
望いたしました。本案に賛成するもの  
であります。

○鈴木壽君 私は日本社会党を代表し  
たしまして、本改正案に反対をいたす  
ものでございます。

今回の警察法等の一部を改正する法  
律案を見まして、一貫して流れておる  
考え方は、現在の、また、今後ますます  
強化されなければならないところの  
民主警察のあり方というところに対し  
て、逆な方向に考えが推し進められて  
おるのじやないかということを心配す  
るものでございます。具体的に申しま  
すと、たとえば幹線道路におきまして  
この交通の規制の問題、あるいは監  
察の問題、また北海道におきましてこ  
の道警察本部の所在地には、方面警  
察本部を置かず、従つてまた方面の公  
安委員会を置かないというような、  
こういう考え方は、地方の警察行政の  
民主的なあり方に対する私は、中央支  
配の考え方を濃厚に打ち出しておる一  
つの証拠であらうと思つてござい

ます。幹線道路の交通取締りについての必要性は、もちろん私認めるのにやぶさかではないのでございますけれども、その交通の規制等まで法律をもつてしなければならぬ必要性は、私はないと思つてございませう。現在の地方の警察本部同士のあるいは公安委員会同士の話し合いにより、さらにまた、中央における現行法規に許されておるいわゆる指揮監督をするというようないふ場合は、場合によっては調整をするというやうな、そういうやうな権限をもつてするならば、これは十分なし得ることでありまして、もし、それが現在までなし得なかつたとするならば、これはそれだけの任務を果さなかつた結果がそういうことになつておるのでありまして、従つて、これをさらに法的に規制するということは逆行——現在の警察の運営の精神からしますと逆行するものであるというふうに考へるものでございませう。監察の問題にいたしましては、御説明によりまして、現在までの法規の中で十分やつておる、やれることだ、こう言ふ。私も、現在の現行法からいたしますと、そういうふうに見取れるわけでございますが、そういうことを何ゆゑに事新しくここに抜き出して改正をしようとするのか、その意図を解するのには苦しいのであります。また、北海道におきまふところの道警察本部の所在地に方面の警察本部を置かず、また方面の公安委員会を置かないということも、現在までの北海道全体の道警察のあり方からして、それは大きな変革だろふと思ひます。五つの方面に分けました方面警察、方面公安委

員会は、それぞれ独自の地方の実情に即した考へ方のもとに、警察の運営を民主的ならしめようとするという意図のもとに作られた機構が、今度は一つの方面警察本部を廃止し、さらに公安委員会を廃止することによりまして、私は上からの直接的な力がそこを支配する、こういう悪い結果を来す道を開くものであるというふうには私は考へられるのでございませう。このように考へて参りますと、今回の改正全体を通じて、これは将来——現在あなた方が意図しないことかもしれないけれども、将来、地方のほんとうの意味での民主的な警察のあり方を中央支配の強い力のもとに置こうとする、そういう道を開くものである、まことにおそろしい結果を招来するものであるということをお私にこゝに憂うものでありませう。そういう点から申しまして、私は今回の改正案に反対せざるを得ないことを、こゝにはつきり申し上げたいと思ひます。

私は、現在の警察のあり方、これは、現行法ができません場合に、当時の自治体警察というもののあり方を、いかに生かしていくかということが一つの問題であつたと思ひます。私はそういう意味におきまして、形はあるいは完全な自治体警察ではないけれども、各都道府県におきまふところの公安委員会あるいは警察本部におきまして、十分その精神をくんだ、民主的な地方の実情に即した警察行政が行われていかなければいけないし、ますますそれを強めていかなければならないといふ考へ方のもとに立たなければいけないといふときに、このようなむしろ逆行するやうな法改正を行うことは、私はまことに遺憾であると言わざるを得ないのであります。もつと私はこういう改正をする前に、警察自体のあり方——これはこの委員会におきまふところのさまざまな審議の過程、あるいは質疑応答の過程に現れておつたのであります。が、そういう問題をもつと真剣に取り上げ、その改善のために努力しないのか。たとえば、経費支弁の問題にしても、地方の負担が非常に多くなつておる、こういう問題。従つてまた、警備の方面においても、いわゆる機動力あるいは通信力の機能の向上、こういうやうなこともなし得ないでいる状況でございませう。一方、また警察官自身の福利厚生の問題にしろ、そういう問題の解決を迫られたものが幾つかあるのにかかわらず、それが解決のために大きな力をいたすということをせず、ともかく法的に、先ほど私が申しましたやうに、将来非常に危険な道に陥るやうな法改正を行うといふことは、まことに残念であると思ふのであります。

以上、簡単に二、三点を申し上げましたが、このような観点から、私は本案に反対をするものであります。

○委員長(小林武治君) 他に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、直ちに採決に入ります。

警察法等の一部を改正する法律案の問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林武治君) 多数と認めます。

す。よつて本案は、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四十四条による本会議における委員長の口頭報告の内容及び第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めて、さう決定いたします。

それから、報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた諸君は、順次、御署名を願ひます。

多数意見者署名

大沢 雄一 小柳 牧衛  
伊能 芳雄 伊能繁次郎  
成田 一郎 館 哲二  
森 八三一 岸 良一  
佐野 廣 白木義一郎  
西郷吉之助

○委員長(小林武治君) 本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十二分散会

三月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、特別区長長の区議会選任制廃止に関する請願(第一一六号)(第一一七号)

一、遊興飲食に対する免脱点引上げの請願(第一一四六号)

る請願

請願者 東京都渋谷区原宿三ノ三四日本婦人有権者 同盟渋谷支部内 加藤 静子

紹介議員 市川 房枝君

昨年の渋谷区の区長選任に關し、区長候補と区議会議員間における多額の贈収賄の事実にかんがみ、現行の区長区議会選任制をつづければ再びこのやうな醜い区長の座の争奪が行われ、公正な適格者の選任ができないから、適格者の公正な選出を期するため特別区の長と同様に住民の直接選挙制とするやう、地方自治法第二百八十一条の二並びに關係諸法をすみやかに改正せられたいとの請願。

第一一七号 昭和三十三年三月八日受理

特別区長長の区議会選任制廃止に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷五ノ八九日本婦人有権者同盟内 藤田たき

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

第一一四六号 昭和三十三年三月十日受理

遊興飲食に対する免脱点引上げの請願

請願者 東京都中央区築地五ノ一中央卸売市場内全国大衆飲食税対策協議会内 関根高蔵外七名

紹介議員 安井 謙君

遊興飲食税は戦時下のしやし抑制と物  
資節約の両様の目的を以てあらゆる飲  
食に対し賦課せられたもので、その後  
漸次免税点の引上げ及び税率の変更等  
がなされたが、いまなお遊興を伴わな  
い普通飲食に対する免税点が依然三百  
円に留まっていることは、国民生活の  
向上した現在まことに矛盾しているか  
ら、遊興を伴わない普通飲食に対する  
免税点を三百円から五百円に引き上げ  
られたいとの請願。

昭和三十三年三月二十五日印刷

昭和三十三年三月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局